



暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

骨片の混入した総菜を食し口腔内に傷害を負った場合に、当該食品に指示・警告上の欠陥があったとした一審判決を覆し、欠陥とはいえないとして被害者の請求を棄却した事例

被告(製造・販売事業者)が製造した総菜の中に骨片が混入していたことにより、^{こうくう}口腔内に傷害を負ったとする一審原告(消費者)が、この食品を製造した一審被告を相手として、製造物責任法3条に基づき損害賠償の請求をした。原判決は、製造上の欠陥は否定したが、骨片の残存は十分予見することができたとして、指示・警告上の欠陥を認め一審原告の請求を一部認容した。しかし、本判決は指示・警告上の欠陥もないとして、一審原告の請求を棄却した。(東京高等裁判所令和2年1月15日判決、『判例時報』2511号67ページ)

X：消費者(一審原告、控訴人兼被控訴人)
 Y：製造・販売事業者(一審被告、被控訴人兼控訴人)
 A：本件商品の材料のベーコンビッツの製造業者(同補助参加人)

事案の概要

1. 当事者について

Yは、食料品等の製造、販売等を目的とした株式会社である。Yは、加工食品であるベーコンビッツ、レタス、トマト等を、小麦粉等を原材料とする加工品で巻いたものを輪切りにした総菜である食料品P(以下、本件商品)を業として製造しており、製造物責任法2条3項1号所定の「製造業者」に当たる。なお、ベーコンビッツはAから購入しており、Aは本件訴訟のYの補助参加人となっている。

2. 訴訟提起までの概要

Xは、2017年3月中旬、本件商品を、Yのα店で購入して食べた。ところが、Xが購入した本件商品の中にベーコンビッツに付着した骨片(長さ最大約6mm、厚さ約1mm)が混入されており、Xの左下の歯につき歯冠破折の傷害を負った。同日、Xは本件商品を食べて歯が欠けた旨

訴えてB歯科を受診し、左下の歯がエナメル質単独^{また}又は象牙質を含んで破折した歯冠破折の診断を受け、B歯科に通院した。Xは、Yに対し、製造物責任^{およ}及び不法行為責任に基づき、損害賠償の訴えを提起した(請求額：約740万円)。

3. 原判決および本判決について

原判決(一審：参考判例①)は、製造上の欠陥は否定したが、指示・警告上の欠陥を認めて、Yの損害賠償責任を認めた。すなわち、本件商品中にあった骨片は、その原材料である豚ばら肉に由来するもので、可及的な除去措置が講ぜられていたものの、細かな骨片までを完全に除去することは製造技術上、不可能又は著しく困難なものであり、また、そもそも混入されることが許されない異物(金属片、ガラス片等)とは大きく相違するから、微細な骨片が残存していたとの一事をもって本件商品に製造上の欠陥があったということとはできない、とした。



しかし、本件の骨片は、食事の仕方や歯の健康状態によっては歯を含む口腔内を傷つける場合があることを十分予期し得ること、特段の警告表示のない限り、比較的軟らかい食材であると認識し、その内容物を特段吟味することなく、本件商品を直接かぶりついて食するのが通常の食べ方であり、このことは当該消費者が歯の疾患を有する場合であっても異なること、Yは、直近数年間のうちに本件商品を購入した顧客から異物混入(骨片の残存)の指摘を受けたので注意書き等により警告すべきであったのに、示談という事後的な対応に終始し注意書きを付することをしなかったことなどの点を指摘し、本件商品には指示・警告上の欠陥があったとした。

なお、原判決は相当因果関係のあるXの損失のみを損害と認め、そのほかの無形損害は認めず、また、Xが歯冠破折した歯がカリエス(虫歯)にり患していたことから7割という大きな素因減額をしている。

XもYも原判決を不服として控訴した。本判決は、その控訴審判決である。なお、本判決はXより上告されたが、上告棄却となっている。



理由

1. 製造上の欠陥について

ベーコンビッツ中の骨片は、飽くまでも原材料である動物の一部であって、金属片、ガラス片等のように食品中に混入させることが許されない異物とはその性質が大きく異なっており、製造工程でできる限り取り除くべき対象とされているとはいえ、製造技術上、細かな骨片が残存すること自体は不可避であるというのであるから、長さ最大約6mm、厚さ約1mmという微細な骨片が本件商品に残存していたとの一事をもって、食料品として通常有すべき安全性を欠いていたということはできず、本件商品に製造上の欠陥があったということはできない。

2. 指示・警告上の欠陥について

本件商品を購入する者は、その購入時において、ベーコンビッツを使用した食品であることを容易に認識することができるうえに、包装を外してこれを食べる際には、輪切りの切り口を目視することによりベーコンビッツの分量や性状まで認識することが可能であること、本件製品は、全体として比較的軟らかく、そしゃくしやすい食品として認識されるのが通常であり、購入者がこれを食べる際に、特に強い力で噛み切ろうとしたり噛み砕こうとしたりすることが一般には想定されていないものであること、ベーコンビッツに残存する骨片は、これを食べた人の歯を傷つける可能性があるが、これは食事の仕方や歯の健康状態によって左右され、本件商品のように比較的軟らかい食品をそれに即した通常の強さでそしゃくする限りにおいては、歯を傷つけるという被害発生^{がいぜん}の蓋然性は低いものと考えられること、また、カリエス等があつて硬いものをそしゃくすることによって歯を傷つけやすい者にあつては、食品を摂取する際、そしゃくをする強度を必要に応じて調整するなどの自助努力も必要であると解されること、ベーコンビッツに残存する骨片により歯を傷める危険性があることは、食品の安全性に関する多種多様な情報の中では、相対的にその重要性がそれほど高くないものと考えられることなどを総合すると、食品における限られたスペースを使ってベーコンビッツにおける骨片の残存可能性について警告表示を行うべき必要性は、それほど高くないものというべきである。また、このように警告表示を行うべき必要性はそれほど高くない事項について、あえて警告表示を義務付けたとしても、その情報を必要とする購入者に対して適切に情報を伝える効果は限定的であるといわざるを得ないことも併せて指摘することができる。

以上の諸事情を総合すれば、本件商品には製造物責任法2条2項所定の欠陥(指示・警告上

の欠陥)は認められない。

3. Yの不法行為責任について

Xは、Yがベーコンビッツの仕入れ先をAから他社に変更し、あるいは骨片混入の可能性のないベーコンへと食材を変更するなどの対策を講ずべきであった旨主張するのみで、このような対策による結果回避の可能性について具体的な主張立証をしていないうえに、細かな骨片までを完全に除去することは製造技術上、不可能または著しく困難なこと、注意書きを付することが、必ずしも必要でなく相当でもないこと的事实からすると、本件紛争以前の数年間のうちにYの店舗で本件商品を購入した顧客からベーコンビッツの骨片が残存していた旨の指摘がなされていたとの事実を考慮しても、Yの行為が不法行為に該当すると認めることはできない。

 解説

本件は、食品に異物が混入していたことにより、口腔内を負傷したXがこの食品を製造したYを相手方とし、不法行為責任のほか製造物責任法3条の責任を追及した食料品の欠陥が問題となった事案である。原判決は、本判決同様、製造上の欠陥は否定したが、指示・警告上の欠陥を認めて、Yの損害賠償責任を認めていた。しかし、本判決はこの欠陥(指示・警告上の欠陥)も否定し、原判決では判断されなかったYの不法行為責任も否定してXの請求を棄却したものである。

ところで、「欠陥」には、製造上の欠陥、設計上の欠陥及び指示・警告上の欠陥に分けられるとされる。すなわち、「製造上の欠陥」とは、製品の製造過程に問題があることにより製品に欠陥が生ずるものであり、「設計上の欠陥」とは、製品の設計そのものに問題があり、その設計に基づく製品はいずれも欠陥品となる場合であり、また「指示・警告上の欠陥」とは、製品に危険性は存するがその危険性をなくすことは困難

で、多額の費用を要するような場合に、その危険性を適切に指示・警告しなかったことによる欠陥のことである(その危険が容易に設計変更等により回避できる場合は、指示・警告があっても設計上の欠陥があるものとされる)。

原判決及び本判決ともに、本件製品には製造上の欠陥はないとした。すなわち、ベーコンビッツの骨片の豚ばら肉由来によること、細かな骨片まで完全に除去することは製造技術上、不可能又は著しく困難で、骨片の残存は不可避的であること、骨片は、食品中に混入することが許されない金属片やガラス片等の異物とは相違することを指摘し、本件商品に微細な骨片が残存していたとの一事をもって、製造上の欠陥があったということとはできないとした。しかし、原判決が、指示・警告上の欠陥があるとしたのに対し、本判決は指示・警告上の欠陥もないとした。この判断の違いはどこにあるのかをみていきたい。

ところで、指示・警告上の欠陥が認められるためには、事故発生の予見可能性が必要かどうかについては、見解が分かれていた。参考判例②は、予見可能性が必要だと立場を明らかにしていたが、原判決及び本判決は、いずれもこの最高裁の判決の立場を前提に、指示・警告上の欠陥の成否を検討している。

原判決は、本件の骨片は、原材料に由来するとはいえ、比較的硬い材質の固形物であること、これが残存する食品を消費者が食べた場合、食事の仕方や歯の健康状態によっては歯を含む口腔内を傷つける場合のあることを十分予期し得るとしてその危険性を指摘し、また食し方の問題として、本件食品を購入した消費者は、特段の警告表示のない限り、比較的軟らかい食材であると認識しその内容物を特段吟味することなく、本件商品に直接かぶりついて食するのが通常の食べ方だとする。そしてこのことは、当該消費者がカリエス等の歯の疾患を有することがあっても、異なるところはないとしている。製



暮らしの判例



造物責任法立法の際、その製品の通常使用をしていて、異常な損害を負ったときは、欠陥を推定すべきだとの議論がなされたが、原判決もこの考え方と同じく、通常の食べ方で食べて、傷害を負うことがあるなら欠陥があるとしてよい(本件の場合、指示・警告上の欠陥であるが)とする発想に基づいているといえる。また、原判決は、Yは、ベーコンビッツの製造業者Aからの情報提供によりベーコンビッツ内の骨片残存可能性を知っていただけでなく、本件事故の直近数年間のうちに本件商品を購入した顧客からベーコンビッツの骨片の残存の指摘を受けていた事実を重視し、注意書き等により分かりやすく警告すべきであった(現にYは本件事故発生後に自発的に注意書きを付している)としてYに警告義務があり、Yにはこの義務違反があったとして、指示・警告上の欠陥があったと判断したものである。

これに対して本判決は、本件商品の特性として、本件商品の購入者は、購入時に、ベーコンビッツを使用したものであることを容易に認識することができ、食べる際には目視によりベーコンビッツの分量や性状まで認識することが可能であり、また、ベーコンビッツのほか食肉加工食品一般に関して、動物の一部である骨片が残存している可能性があることは、一般の消費者にもある程度知られているとした。そして、本件商品の食べ方として、購入者がこれを食べる際に、特に強い力で噛み砕こうとしたりすることが一般には想定されていないとし、また、ベーコンビッツに残存する骨片は、これを食べた人の歯を傷つける可能性があるが、これは食事の仕方や歯の健康状態によって左右され、本件商品のように比較的軟らかい食品をそれに即した通常の強さでそしゃくする限りにおいては歯を傷つけるという被害発生の蓋然性は低いとした。またカリエス等があつて歯を傷つけやすい者にあつては、自らそしゃくする強度を調整するなど注意をすれば事故は避けられるとする。

また、本件判決は、残存する骨片による危険性は食品の安全性に関する多種多様な情報の中で相対的に重要性が高いとはいえず、警告表示を行う必要性も高くなく、警告表示を義務付けたとしても、その効果は限定的であるなどと指摘したうえ、指示・警告上の欠陥もないとした。

製造物責任の欠陥判断をする場合、その事故が消費者の通常使用によって生じたものか、異常使用によって生じたものかによって判断が分かれる。通常使用によって生じた場合には欠陥とされ、異常使用の場合には欠陥なしとされる。また、このことは被害者に病的な素因がある場合(本件ではカリエス)、事故が製品の欠陥によって生じたものとするか、病的な素因によるものであるかによって判断は分かれる。原判決は、大幅な素因減額をしたもののYの欠陥責任を認めたが、本判決は素因減額をするにとどめず、本件傷害は原告の病的素因(カリエス)と原告の食べ方によって生じたものとして、指示・警告上の欠陥も否定したものである。

参考判例

- ①東京地方裁判所平成31年4月12日判決(『判例時報』2511号73ページ:本判決と異なり、製造物責任法2条2項所定の欠陥(指示・警告上の欠陥)を認めていた)
- ②最高裁判所平成25年4月12日判決(『判例時報』2189号53ページ:指示・警告上の欠陥につき、予見可能性を必要だとの立場を取り、医療用医薬品の添付文書について、予見し得る副作用の記載がなされていれば、指示・警告上の欠陥はないとした)
- ③名古屋地方裁判所平成11年6月30日判決(『判例時報』1682号106ページ:ハンバーガーセットのジュース異物混入事件。製造物責任法適用により消費者が勝訴した初めての判決である)。ほかに、最近の食品の製造物責任が問題となった判例としては、
- ④東京地方裁判所令和元年8月30日判決(LEX/DB:責任否定、せんべい)
- ⑤東京地方裁判所平成27年9月15日判決(LEX/DB:責任否定、ポップコーン)
- ⑥東京地方裁判所平成25年12月5日判決(『判例時報』2215号103ページ:責任肯定、輸入マッシュルーム)
- ⑦東京地方裁判所平成24年11月30日判決(『判例タイムズ』1393号335ページ:責任否定、サイコロステーキ)などがある。